

専決処分の承認について

愛媛県教育委員会教育長専決規則（昭和31年愛媛県教育委員会規則第8号）第2条第2項の規定により次のとおり専決処分したので、同規則第4条の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成29年9月21日提出

愛媛県教育委員会教育長 井 上 正

○損害賠償請求事件に係る訴訟上の和解案に対する意見について

愛媛県、東温市及び教諭に対する松山地方裁判所平成29年（ワ）第127号損害賠償請求事件について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、知事から、次の和解条項による訴訟上の和解案に対する意見を求められたので、異議ない旨の回答をする。

和解条項

- 被告教諭及び被告東温市は、被告教諭が原告に対し、平成28年11月から同年12月にかけて、5回にわたり、セクシャルハラスメント行為に及んだことを認める。
- 被告教諭及び被告東温市は、原告に対し、被告教諭が前項記載の行為に及んだことを謝罪する。
- 被告教諭及び被告東温市は、原告に対し、本件和解金として、連帶して50万円の支払義務があることを認める。
- 被告教諭及び被告東温市は、原告に対し、前項の金員を、平成29年9月29日限り、原告指定の銀行口座に振り込む

方法により支払う。ただし、振込手数料は被告教諭及び被告東温市の負担とする。

- 5 被告東温市は、今後、その職員がセクシャルハラスメント行為に及ぶことのないよう努めるものとする。
- 6 原告は、その余の請求を放棄する。
- 7 原告及び被告らは、原告と被告らとの間には、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 8 訴訟費用は各自の負担とする。

教員に係る損害賠償請求訴訟について

1 事件番号

平成 29 年（ワ）第 127 号

2 原告

元東温市立学校生活支援員

3 被告

愛媛県、東温市、教諭

4 請求の趣旨

被告らは、連帯して、金 362 万 8696 円及びこれに対する平成 28 年 12 月 1 日から支払い済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。

5 請求の原因

- 被告教諭は、平成 28 年 10 月から 12 月 1 日にかけて、授業中や放課後に、原告に対し度重なるセクハラ行為を行った。
- 原告は、セクハラ行為を受けたことにより不眠や体調不良が続いた。
- 原告は、平成 28 年 12 月 31 日付けで退職した。
- 原告は、被告教諭によるセクハラ行為によって、精神的苦痛や、退職により勤務し得られたであろう逸失利益、弁護士費用の損害を被った。

6 訴訟の経過

（1） 第 1 回口頭弁論

期日 平成 29 年 5 月 22 日（月）

場所 松山地方裁判所 31 号法廷

（2） 弁論準備手続（第 1 回）

期日 平成 29 年 7 月 11 日（火）

場所 松山地方裁判所第 33 法廷兼審尋室

（3） 弁論準備手続（第 2 回） ※和解案提示

期日 平成 29 年 7 月 24 日（月）

場所 松山地方裁判所第 33 法廷兼審尋室

（4） 弁論準備手続（第 3 回） ※和解成立

期日 平成 29 年 9 月 11 日（月）

場所 松山地方裁判所第 34 法廷